

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第32回）議事録

1 日時 平成27年9月14日(月) 16時30分～17時17分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

相田 仁（部会長代理）、泉本 小夜子、井手 秀樹、
熊谷 亮丸、谷川 史郎（以上5名）

(2) 総務省

（総合通信基盤局）

福岡 徹（総合通信基盤局長）、大橋 秀行（電気通信事業部長）、
佐々木 祐二（総務課長）、秋本 芳徳（事業政策課長）、
堀内 隆広（事業政策課調査官）、竹村 晃一（料金サービス課長）、
内藤 新一（料金サービス課企画官）、吉田 正彦（データ通信課長）

(3) 事務局

中村 伸之（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

（答申事項）

① 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について

【平成27年2月9日付け諮問第1220号】

② 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について

【平成27年2月9日付け諮問第1221号】

③ 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し」について

【平成27年6月18日付け諮問第1222号】

開 会

○相田部会長代理　それでは、ただいまから第32回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は山内部会長が急遽ご欠席ということでございますので、開始時間を変更した上で、部会長代理であります私が議事を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、現時点で、委員8名中5名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項3件でございます。

答申事項

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について

○相田部会長代理　まず初めに、諮問第1220号「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について審議いたします。

本件は、本年7月7日開催の当部会において、接続政策委員会から調査検討内容について報告があったものでございます。

審議の結果、当部会において、これを答申案とすることとし、7月8日から8月6日までの間、意見招請（パブリックコメント）に付しました。

まず、事務局から、意見招請において提出された意見及びそれらに対する考え方（案）について、まとめてご説明いただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長　それでは、お手元の資料のうち、32-1-1から32-1-4までが光ファイバ関係の資料でございますけれども、ここでは、32-1-3の資料に基づきまして、答申（案）に対する主な意見と、その考え方の案をご説明したいと思います。

1枚おめくりいただきまして、意見募集結果でございますけれども、合計で、法人・団体17者、個人2者の19者から意見の提出がございました。

主な意見とその考え方につきまして、2ページでございます。

基本的な考え方。主な意見としまして、「自己設置」、「接続」、「卸役務」という3形態のバランスを適切に保つことで、F T T H市場全体の発展につながる考え方に賛同というご意見がございました。

それから、加入光ファイバに係る接続料の当面の措置に関して、「自己設置」型の設備投資インセンティブに与える影響について考慮することが必要とされたことに賛同するという意見がございました。

それから、K D D I から、平成31年度の主端末回線の接続料2,000円程度に向けた接続料水準を明示するために、4年間の将来原価方式で算定するとともに、乖離額調整を行わず、接続料の低廉化を確固たるものにすることが必要という意見がございました。これに関する考え方でございますけれども、N T T 東西においては、平成28年度の変更認可申請の際に、4年間の将来原価方式により申請することは適当としてございます。さらに、乖離額調整を行うべきでないという意見については、N T T 東西が当該変更認可申請の際の参考とすることが適当としてございます。

それから、3番目の意見として、償却方法の見直しは、企業会計上、適切に設定すべきものであって、接続料の低廉化のために見直すものではないというご意見に対しては、この償却方法の見直しは、財務戦略上の観点から、企業の自主的な取り組みと位置づけられるものとしてございます。

1枚めくっていただいて3ページ目でございますが、当面の措置の続きでございます。

接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置についてでございます。比較する接続料については、乖離額調整及び分岐端末接続料を含めた接続料で比較すべきというご意見でございます。これに対する考え方でございますが、この分岐端末回線接続料と乖離額調整を含むものとするのが適当ということでございまして、N T T 東西においては、事前に接続事業者と協議を行った上で、適用される基準を接続約款に明示することが適当としてございます。

それから、この措置についてはそもそも導入すべきでないという意見がございました。これに対する考え方でございますが、本措置は、前年度に比べて上昇する場合に、その差額をN T T 東西の設備管理部門が一時的に負担するものであるけれども、回収漏れとなった場合には、翌年度以降に接続料に加算して回収するものであって、中長期的には接続料の原価と接続料に関する収入が一致するように定められるものであり、適当な措

置であると考えるところでございます。

4 ページ目、接続制度の在り方の見直しでございます。

主な意見として、KDDI などから3年後の見直しと併せて行うのではなくて、直ちに、速やかに見直し等を行うべきという意見と、NTT東日本、西日本からは、このような、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担すべきといった見直しは行うべきでないというご意見が、両方出てきてございます。これに対する考え方でございますけれども、総務省においてはNTT東西から表明された、接続料低廉化のための取り組みの実施状況を注視するとともに、競争環境に与える効果について検証することが適当としてございます。このような検証を踏まえて、事業法の3年後の見直しとあわせて、改めて見直しの検討を行うことが適当としてございます。

5 ページ目でございますけれども、(3)の「サービス卸」の卸料金との関係についてでございます。

NTT東西からは、「サービス卸」の提供に当たっては、今後もサービス卸ガイドラインを遵守していくということ、それから、KDDI などからは、接続料と「サービス卸」の料金水準に関する検証を定期的実施して、その結果を当審議会に報告することに賛同という意見が寄せられてございます。また、ケーブルテレビ連盟から、利用者を「サービス卸」から「接続」に移転することを制限されるような場合に、どのような合理的な理由があれば、事業法上問題にならないかを例示すべきという意見がございます。これに対しては、公正競争上の懸念が生じた場合に、事業法の規定に照らして、個別の案件ごとに適切に対処することが適当としてございます。

(4)の光ファイバケーブルの耐用年数でございますが、KDDI などからは、光ファイバケーブルの耐用年数には、「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」を用いるべきという意見が出てございます。一方、NTT東日本、西日本からは、この「経済的耐用年数」を、そのままNTT東西の財務会計の経済的耐用年数として用いるべきではないという意見が出てございます。これに対しましては、2番目の箱の下のところでございますけれども、原則として、「経済的耐用年数」と同様にする方向で検討することは適当であるが、これによらない合理的な理由がある場合には、具体的な推計結果等の根拠は明確にしつつ、NTT東西がその理由を総務省に報告するとともに、公表することが適当としてございます。

それから、公認会計士協会からは、「経済的耐用年数」の見積に当たっては、企業会

計の考え方と異なることがないようにするべきというご意見が出てございます。これにつきましては、電気通信事業会計規則におきましては、一般的に公正妥当と認められる会計の原則によって会計を整理すると規定されてございまして、企業会計の考え方と異なるものではないと考えるとしてございます。

それから、大きな3つ目でございます。その他の競争政策上の課題への対処の在り方でございますけれども、まず、(1)の「8収容」の原則をめぐる課題への対処の在り方でございます。

N T T東西からは、接続約款に「8収容」の原則を規定し、引き続き適切な運用を図っていく。それから、K D D I、ソネットからは、この「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用されなかった場合を、接続約款に明記する。それと同時に、「8収容」の原則を適用することができない例外的な扱いについても配慮すべきという意見がございまして。これについては、2番目の箱でございますけれども、考え方としまして、やむを得ず「8収容」の原則を適用することができない場合を接続約款に明示するほか、こういった場合であっても、開通作業が円滑に進むように配慮することが適当と考えるという形で整理してございます。

それからもう1つ、ケイ・オプティコムからは、本措置によって、事業者間の公平性が損なわれることがないように検討すべきという意見がございまして。これにつきましては、「8収容」の原則は、N T T東西の利用部門と接続事業者を公平に扱うものであって、接続事業者のみを不当に優遇するものではないと考えるとしてございます。

それから、光配線区画の特定に関する課題への対処の在り方でございます。

N T T東西からは、全てのエリアで光配線区画の誤情報の有無の確認、修正、登録等の内容確認を実施するよう、運用を徹底していく。さらに、光配線区画情報の精度向上の措置を検討するという考えと、どの電柱設備がどの配線区画に属するかを示す情報を新たに提供していくという意見がございました。さらに、K D D I、ソネットからは、このような取り組みに対して賛成するとともに、総務省において、情報開示告示を見直すことに賛同という意見でございます。

それから、光配線区画が事後的に分割・縮小されるという課題への対応でございます。N T T東西からは、答申(案)に沿いまして、事後的に分割・縮小される事例を整理・類型化し、公表していく考えということでございます。さらに、光配線区画変更に関する予見性や影響緩和のための措置について、接続事業者の要望を踏まえ検討していく考

えとしてございます。これらの措置に対して、KDDI、ソネットからは、賛同という意見が出てございます。

説明は以上でございます。

○相田部会長代理　　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

答申案本体には、特に変更がなかったということでもいいのでしょうか。

○竹村料金サービス課長　　特に変更は加えてございません。

○相田部会長代理　　はい、熊谷委員。

○熊谷委員　　この情報通信審議会で何度か申し上げている点なのですが、加入光ファイバの利用拡大を図るためには、やはり、卸役務だけではなくて、接続型の提供形態の利用を促進していく必要があると思います。その意味では、何よりも接続料の低廉化を図るということがポイントになってきますので、NTT東西が、加入光ファイバの接続料を平成31年度には2,000円程度にまで下げていくという見通しが出たことは、非常に意義が大きいです。

今日、竹村課長からご説明いただいたパブリックコメントですけれども、資料32-1-3の、例えば、2ページのあたりに関連することだと思いますが、やはり、接続事業者の予見可能性を確保するということが非常に重要であると思います。ですから、例えば、NTT東西には、今後の接続約款変更の認可の申請のときに、平成28年度から平成31年度までの各年度の具体的な接続料水準を、ぜひとも明示をしていただきたいです。

もう一つは、資料の4ページあたりに関連することですけれども、我々のこの情報通信審議会でも、接続料の低廉化が進展しているかどうか、そして、加入光ファイバ市場における競争状況がどうなっているかということ、引き続き注視していくことが重要であると考えます。

私からは以上です。

○相田部会長代理　　ありがとうございました。資料32-1-3にご賛同いただけるということでよろしいですね。

○熊谷委員　　そうですね。

○相田部会長代理　　ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご意見等がございませんようでしたら、提出された意見に対する考え方（案）を当部会の考え方として了承した上で、資料32-1-5にございますような形で、答申案のとおり答申したいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、案のとおり答申することといたします。ありがとうございました。

答申事項

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について

○相田部会長代理　　続きまして、諮問第1221号「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について審議いたします。

本件は、本年7月7日開催の当部会において、接続政策委員会から調査検討内容について報告があったものでございます。

審議の結果、当部会において、これを答申案とすることとし、7月8日から8月6日までの間、意見招請に付しました。

まず、事務局から、意見招請において提出された意見及びそれらに対する考え方（案）について、まとめてご説明いただき、その後、質疑応答を行います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○内藤料金サービス課企画官　　それでは、お手元の資料32-2-2に基づき説明をさせていただきます。と存じます。

おめくりいただくと、意見と考え方がありますが、今回、意見の提出は合計7者からございました。そちらを報告書の構成に沿って整理をした形でお示しをさせていただいております。

意見1-1は、長期増分費用方式は引き続き適用していくことが適当ということで、賛同のご意見となっております。

意見1-2は、適用期間内であっても、市場環境が大きく変化し、接続料水準が急激に上昇することが明らかになった場合には、水準の抑制を図るため、追加的な補正措置を講じることなどが必要とございます。これに対しましては、考え方1-2に示しております。こちらは答申（案）の中で既に示してある考え方でございますけれども、この中ほどから読ませさせていただきますが、適用期間内であっても、市場環境が大きく変化し、

接続料水準が急激に上昇することが明らかとなった場合には、環境変化に適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当であるという形で、既に答申（案）でその点には答えております。

続きまして、意見1－3でございます。こちらはNTT東西からの意見でございますが、PSTNの接続料規制を撤廃していただきたい、少なくとも、今回、長期増分費用方式から実際費用方式（実績原価）へ見直しを行うべきとの意見でございます。こちらに対しましても、答申（案）に示しているとおりの考え方で、考え方1－3のとおり、PSTNに係る接続料が一貫して低廉化し、既存事業者の実際のネットワークに内在している非効率性を排除することにつながっているなど、接続料算定の透明性や公平性を確保することに貢献しており、こうしたことが引き続き重要であるということから、現時点ではこれらを十分に担保し得る適切な代替手段は見当たらない。したがって、長期増分費用方式を引き続き用いることが適当であるという考え方を示しております。

続きまして、第2章の接続料算定方式についての意見でございます。

意見2－1は、IPモデルのケースAを適用することが適当という意見でございます。こちらにつきましては、ケースA、ケースBを示して、IPモデルについて検討しているのですが、答申（案）のとおり、考え方2－1に書いております。ケースAは改良モデルに比しても低廉ではあるのですが、音声品質を確保する具体的な方式やコストを整理する必要があり、接続料算定に適用するモデルとしては、現時点では大きな課題が残されていると考えるという形で、こちらも答申（案）の考え方を示してございます。

意見2－2につきましては、引き続きLRIC方式を用いることに賛同であり、早々に課題や留意事項を整理し、IPモデルを適用すべきという意見でございます。同様の意見が意見2－4にもございます。どちらも考え方2－2のとおり、まず、賛同のご意見として承るということ、また、引き続き接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合には、IPモデルの適用可能性についても、継続して検討を行っていくことが適当であるということ、答申（案）を引用して示してございます。

次の意見2－3でございます。こちらはNTT東西からのご意見ということで、まずは、実際費用方式にしていただきたいということに加えて、仮に長期増分費用方式を用いてPSTN接続料の算定を行う場合であっても、PSTNとは装置やネットワーク構成が全く異なるIP網を前提としたモデルを適用することは、原価に対して適正な接続料とはなり得ず、不適切であるのご意見をいただいております。これについては、ま

ず、長期増分費用方式を適用することについては、既に考え方1-3で示しておりますが、IPモデルをそもそもPSTNに適用することについての考え方をなお書きで示し、考え方2-3としております。IPモデルについては、現時点では答申(案)に示したモデルでは課題が残されており、直ちに適用し得ないが、「最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合」とする長期増分費用方式の基本的な考え方を踏まえれば、将来的には接続料算定に適用し得るものと考えられるということで、引き続きIPモデルの適用可能性についても、継続して検討を行っていくことが適当であるとしております。

意見2-4は、先ほどお示した考え方2-2と同じ考え方を示しております。

意見2-5につきましても、引き続き長期増分費用方式を用いることに賛同ということと、IPモデルのケースAの課題解決に向けた取り組みを継続することが適当であるとの考え方をいただいております。考え方2-5で示しておりますけれども、まずは賛同のご意見ということと、IPモデルについては継続して検討を行っていく旨を回答してございます。

次に第3章、NTSコストの扱いに移らせていただきます。

こちらは、意見3-1、3-2、3-4、3-5で、主に接続事業者から、NTSコストについては、基本的には基本料の原価として負担すべき、もしくは、接続料原価から除くべきとのご意見をいただいております。これらに対する考え方については、考え方3-1に示しております。き線点RT-GC間伝送路コストを基本料の費用範囲ではなく、接続料原価としている点については、そもそもユニバーサル制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の抑制を図る観点から、補填対象額の算定方法を当分の間変更するとされたことに起因しているということでございます。このため、今後、ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の在り方を見直す等によって検討していくことが適当であるという考え方を示しております。

意見3-3は、NTT東西から、今後、ユニバーサルサービス基金制度を見直さない限り、引き続き接続料の原価とせざるを得ないというご意見をいただいております。これに対しては、考え方3-3で示しております。基本的には賛同として承りますということと、今後、総務省において検討していくことが適当であるとする旨を示しております。

続きまして、第4章の接続料算定に用いる入力値の扱いに移らせていただきます。

意見4-1は、フュージョン・コミュニケーションズから、まず、いつからいつまでの通信量を用いるかという点につきまして、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを継続していくことが適当ということで、考え方4-1に示しておりますが、賛同のご意見として承るとしております。

意見4-2は、KDDIから、1年前の実績値を用いるべきではないかのご意見をいただいております。こちらに関しては考え方4-2のとおり、接続料算定に用いる通信量については、予見可能性確保等の観点から適用年度開始前に接続料を設定することが適当であり、また、適用年度開始前に実績値を把握することは不可能であることを考慮すれば、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信料を採用することが適当であると示してございます。ということで、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量」を採用することが適当であるとの考え方を示してございます。

意見4-3は、NTT東西から、適用年度の予測通信量を用いるように見直すべきとのご意見でございます。こちらについては、考え方4-3のとおり、一般的に、接続料算定に用いる通信量の計測期間に占める予測期間が長期化するほど予測精度は低下する一方、通信量の減少傾向が継続すると見込まれることを前提とすれば、接続料算定に用いる通信量の計測期間が適用年度から乖離するほど、通信量は大きく評価されるものがございます。ここについては、接続政策委員会でもいろいろと議論があったところがございますけれども、結論としては、答申（案）に示したとおり、「当年度予測値」を用いた場合、「当年度通信量との乖離幅」は小さいものの、「予測値と実績値の乖離幅」が大きいという結果が出ておまして、結局、現時点で今まで使っていた「前年度下期＋当年度上期予測値」は、相当程度信頼性が高いと認められると結論づけております。したがって、先ほどの結論になるということを示してございます。

意見4-4は、光ケーブルの利用状況について毎年調査して、実態を反映した経済的耐用年数とすべきというご意見をいただいております。こちらにつきましては、答申（案）に示したとおり、専門的な見地から適切に検討が行われることが適当であるという考え方を示してございます。

意見の4-5は賛同のご意見でございます。

第5章の東西均一接続料の扱いに移らせていただきます。

意見5-1は、マイグレーションの進展に伴って、適時に東西別接続料の設定の可否について検討を行うべきとのご意見でございます。考え方5-1のとおり、将来的には

PSTNのマイグレーションが行われることを踏まえれば、PSTNに係る接続料についても改めて東西別接続料の設定の可否について検討が必要となると考えられるが、その際には、社会的コンセンサスに配慮しながら検討を進める必要があるということ、答申（案）の書き方に沿って示してございます。

意見5-2は、賛成のご意見でございます。

意見5-3は、NTT西日本から、東西均一接続料を継続する場合には、現行の東西交付金制度の継続、またはこれと同等の仕組みの導入が前提ということで、接続料を東西均一にするかわりに、相互に接続料を高く設定しているほうから低く設定しているほうに交付金の制度を設けていることを継続することが必要であるのご意見でございます。こちらについては、情報通信審議会の諮問事項から外れてくるということもございまして、考え方5-3のとおり、具体的な扱いについては、今後、総務省において検討されるべき事項であると示してございます。

意見5-4は、PSTNについても東西別接続料の導入を検討すべきのご意見でございます。こちらについても、考え方5-4のとおり、原則としては、東西別の接続料が適当であるとしつつも、答申（案）でも示しておりますけれども、光IP電話サービスはブロードバンドサービスとともにセットで提供されており、PSTNは音声に特化して提供されているという違いがあり、まず、1点目はサービスとしての違いがある。2点目は、今回、現行モデルから改良モデルに長期増分費用方式を変更することによって、NTT東西の接続料格差に与える影響は変わっていないことから、これまでとの状況の変化という観点からも大きく変わっていないという見方ができることを示してまいります。この結果として、東西均一接続料を引き続いて採用することが適当であるとしてございます。

意見5-5は、東西均一接続料を採用することに賛同のご意見でございます。追加的な論点として1点、東西別接続料の採用は公正競争の阻害につながるということを意見として述べられています。基本的には賛同のご意見として承るということと、今後、社会的コンセンサスに配慮しながら東西別接続料の在り方については検討をしていくことが必要であるという形で、答申（案）の書き方に沿って書いてございます。

第6章のNGN接続料との加重平均方式の導入についてでございます。

意見6-1は、NGNの接続料についても、加重平均のことも含めて引き続き必要な検討を行っていくことが適当のご意見でございます。考え方6-1のとおり、加重平

均方式の導入については、導入の必要性やその導入が事業者及び利用者に与える影響を踏まえて、引き続き必要な検討を行っていくことが適当であるとしております。

意見6-2、6-3も同様の意見ということで、考え方6-1のとおりとしております。

第7章が、平成28年度以降の接続料算定方式の適用期間についてでございます。

意見7-1は、3年間が標準的と考えるというご意見で、意見7-2も基本的には同様ですけれども、いずれも適用期間の最中であっても、環境変化に応じて見直しを行うべきであるというご意見でございます。これに対しては、考え方7-1のとおり、基本的には3年間としつつも、環境変化に適切に対応した接続料算定となるように、速やかな見直しに向けた検討を行うことを視野に入れるものであるということ、答申（案）の書き方に沿って書いてございます。

意見7-3は、適用期間は3年以上の長期にすべきというご意見で、基本的には考え方7-1のとおりと示しております。

意見7-4は、適用期間を2年とすべきというご意見で、こちらも基本的には3年間としつつも、環境変化に応じて検討するという形で回答しております。

第8章の、今後の接続料算定の在り方についてということでございます。

意見8-1は、音声接続の在り方について、今後いろいろ検討していくべきというご意見をいただいております、考え方8-1のとおり、賛同のご意見として承ると示してございます。

意見8-2も、基本的には同様の趣旨でございますけれども、書き方を若干変えておりました、答申（案）の記述を引きながらお返しをさせていただいております。

意見8-3は、IP-LRICモデルの検討を優先的に進めるべきということと、その一方で、ビル&キープ方式は慎重に検討する必要があるというご意見でございます。答申（案）では、ここを特に区別することなく示しておりますので、考え方8-2のとおり示しているのですが、それに加えて、IPモデルの考え方につきまして「また」という形で特に示しております。こちらも答申（案）の考え方を引いてお示しさせていただいております。

最後に、その他ということで1件、意見9-1として、接続料を2,000円ではなく1,000円にすべきというご意見がありますが、内容を見ると、インターネットの接続に係るご意見のようでした。考え方9-1のとおり、こちらは意見募集の対象では

なく、今後の参考として承るという形で示してございます。

以上が意見に対する考え方ですが、前回の答申（案）の段階から、答申（案）本体に事実関係で若干の修正を加えておりますので、続けて簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。

答申（案）本体の資料3 2-2-1をご覧ください。事実関係に即して若干の記述修正を行った箇所は、15ページの中頃でございます。PSTNにより提供される加入電話等に代わって、より接続料の低廉なNGNにより提供される0AB～J-I P電話の普及が進んできており、契約者数や通信量については、加入電話等を上回りつつある状況にあるという記述がもともとございました。こちらについて、事務局で事実関係を改めて確認した結果、契約者数については、加入電話等がまだ0AB～J-I P電話を上回っております。NGNにより提供される0AB～J-I P電話といいますと、NTT東西が提供するひかり電話等になりますが、契約者数が加入電話等を上回りつつあるというのは、まだ現時点では言えないということで、その契約者数に係る記述は削除させていただいております。通信量については事実関係に即しているということで、そのまま入れさせていただいております。

これを受けて、同様の修正を46ページでも行っておりますので、ご確認いただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○相田部会長代理　　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○井手委員　　2点お伺いしたいと思います。1点目は、NTT東西からの意見1-3について、最後の方の4ページのところに、接続料原価は実際費用を約500億円下回っている、これをコスト削減努力によって解消することはできないという記載がある。これが事実であるとすれば、下回ってもやむを得ないと事務局は考えているのかどうか、この点についての考え方が書かれていないので、一つお伺いしたい。

それからもう1点は、16ページの九州通信ネットワークからの意見5-5の最後に、これはヒアリングの際にもよく言われることですがけれども、東西別接続料の採用が公正競争の阻害につながるという指摘があるのですが、私は、これは全く正しいと思っていない。こういう考え方があれば、電力だって託送料を9社全部一緒にしなければならないとか、電気料は全部同じでなければならないということと同じで、本来、2つに分け

ているのであれば、事業者はその格差の中でどうやってビジネスモデルを考えるかが重要なので、これが公正競争の阻害につながるという表現は、やはり、私は正しくないと思っていますので、この点だけコメントさせていただきます。

○相田部会長代理　それでは、前のほうの件につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○内藤料金サービス課企画官　意見及び考え方の4ページにある、実際費用と長期増分費用方式による接続料原価の差異についてでございますけれども、こちらの差異は、やはり長期増分費用方式というものが一定のモデル、効率的な費用算出モデルを前提に算出した費用をもとに接続料を設定することになっておりますので、まず、一般論から申し上げれば、長期増分費用方式により算定される接続料原価と、実際費用方式によって生じる接続料原価の差異は、どうしても制度上生じることが予定されているものであると考えております。もちろん、その額があまりにも大きいかどうかという点は、1つの別の判断材料にはなると思うのですが、歴史的に見ると長期増分費用方式の費用が実際よりも高いこともございましたし、現時点では需要の減少に伴って下回っているという状況でございます。差額が生じること自体は、制度上ある程度予定されているものであると考えております。

○相田部会長代理　よろしゅうございますでしょうか。後半のほうにつきまして、実際に考え方等を何か修正したほうがよいとお考えでしょうか。

○井手委員　いえ、これは特に答申（案）の中には書かれていないのですよね。

○相田部会長代理　はい。

○井手委員　答申（案）自体は、異論ありません。

○相田部会長代理　ほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかにご意見がございませんようでしたら、提出された意見に対する考え方（案）を当部会の考え方として了承するとともに、資料3-2-2-3に示します答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、案のとおり答申することといたします。どうもありがとうございました。

答申事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの

見直し」について

○相田部会長代理 では続きまして、諮問第1222号「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し」について審議いたします。

本件は、本年6月18日開催の当部会において、総務省から諮問があったものでございます。

審議の結果、当部会において、これを答申案とすることとし、6月19日から7月21日までの間、意見招請に付しました。

まず、事務局から、意見招請の結果についてご説明いただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○秋本事業政策課長 それでは、資料32-3-1に基づいてご説明をさせていただきます。

お聞きいただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。パブリックコメントを実施しましたところ、提出意見はございませんでした。このため、6月18日に当部会にお諮りしたとおり、ガイドラインを改正することが適当であると考えております。ガイドライン改正案の概要について、重複を恐れずご説明をさせていただきます。

2ページにお進みいただきたいと思います。大きく2点改正することが適当であると考えております。

1点目は、電柱の移転などに代表されますように、設備の撤去または移転の必要が生じた場合に、設備保有者から事業者に対して速やかに通知してほしいというご意見が、事業者から複数提出されていたところでございます。こうした意見を踏まえまして、設備の撤去または移転の必要が生じた場合には、設備保有者が事業者に対して速やかにその旨を通知すべきとする規定を、ガイドライン第7条に追加すべきであると考えております。

2点目は、不要な設備の撤去や必要書類の提出など、あらかじめ契約等において定められた手続を事業者に遵守してほしいというご意見が、設備保有者から複数提出されておりました。こうした意見を踏まえまして、設備保有者が適正に定め、あらかじめ契約等において明示している手続を事業者が遵守すべきとする旨の規定を、ガイドライン第10条に追加すべきであると考えております。

具体的な告示の改正案については、資料3 2-3-2をご覧いただきたいと思います。それから、資料3 2-3-1の3ページにお進みいただきたいと思います。

今後のガイドラインの運用につきまして、6月18日あるいは昨年来の当部会におきまして議論がございました。ガイドラインの改正に当たりましては、毎年度、設備保有者側、そして事業者側に実態調査をお願いしております。この実態調査に係る作業負担が重いのではないかというご意見が、設備保有者側、事業者側双方から寄せられ、当部会でもご議論がございました。そこで、今年度、平成27年度調査におきましては、事業者に対する「申請・利用等実績」に係る調査と、設備保有者に対する「設備保有・提供数」に係る調査は見送ることといたしまして、このガイドラインそのものに対する意見・要望に係る調査のみを実施することが適切であると考えております。

なお、来年度、平成28年度調査におきましては、平成26年度までと同様の実態調査を従前どおり実施し、回答状況や調査結果を踏まえて改正の要否を見きわめ、さらには平成29年度以降の実態調査の間隔についても、改めて検討を行うことが適切であると考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○相田部会長代理 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

最後にご説明があった件に関して、このガイドラインの中に毎年実施するということが書かれているのでしょうか。

○秋本事業政策課長 はい。お手元にお配りしている資料3 2-3-1、両括弧で参考と書いている資料がガイドラインそのものでございます。この11ページ、附則の第二条に見直しについての規定、「このガイドラインは毎年四月一日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする」という規定がございます。この規定に基づいて、毎年度見直しの検討を行ってきているところでございます。ただし、実態調査については、詳細な規定が置かれているわけではございません。

○相田部会長代理 見直しの検討は毎年行うべきだけれども、実態調査をすべきとは言っていないので、純粹に運用の見直しということでございますね。

○秋本事業政策課長 はい。

○相田部会長代理 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょう

か。

では、この件につきましては、意見招請に対する意見も特になかったということで、資料32-3-2にございます答申案のとおり答申することとしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。

それでは、ただいまの3件の答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応についてご説明を伺えるということでございますので、よろしく願いいたします。

○福岡総合通信基盤局長　　ありがとうございます。総合通信基盤局長の福岡でございます。本日は3件につきまして答申をいただきました。誠にありがとうございました。

まず、1点目の「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」につきましては、本日のこの答申を受けまして、関係省令等を整備し、あわせてNTT東西の平成28年度接続約款の変更認可申請に、この答申に基づき適切に対処してまいりたいと存じます。

次に、2点目の「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」につきましても、本日の答申を受けまして、引き続き長期増分費用方式を用いることとし、関係省令の整備を進めてまいりたいと考えております。また、本答申で取りまとめいただきましたとおり、IP網への移行の進展等を踏まえつつ、今後の環境変化に適切に対応した接続料算定の在り方について、適時に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、3点目の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し」につきましては、今般のガイドラインの一部改正により、電柱等の設備の提供及び使用に係る関係者間の業務の一層の円滑化を推進してまいりたいと考えております。

本日ご欠席ではございますが山内部会長、また、本日お取りまとめをいただきました相田部会長代理をはじめ、電気通信事業政策部会の皆様方には熱心なご審議をいただきありがとうございました。今後とも情報通信行政に対しまして、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

閉　　会

○相田部会長代理　　以上で事務局にご用意いただいた議題は終了いたしました。委員

の皆様から何かございますか。事務局から何かございますか。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡申し上げます。

本日は、開催時刻の変更等へご協力いただきましてありがとうございました。

以上で閉会といたします。